

実施要領

1. 件名

教員・児童生徒向けデジタル教材の活用基盤整備事業・コンテンツ作成業務

2. 目的

デジタル田園都市国家構想推進交付金・タイプ S「デジタル教材の活用基盤整備」事業を活用し、県が目指す「始動人輩出」、「デジタル・クリエイティブ人材育成」と親和性が高い「美術教育(小学校図画工作科 中学校美術科)」を題材として、授業用デジタルコンテンツを作成し、Web上に整備する。

これを活用して美術を担当する教員の授業改善の質を高め、子どもの創造力の育成を図る。

(デジタル田園都市国家構想推進交付金)

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/policy/policy1.html>

3. 業務の概要

(1) 名称

教員・児童生徒向けデジタル教材の活用基盤整備事業・コンテンツ作成業務

(2) 実施者

群馬県教育長 平田郁美 (担当:教育委員会 総務課)

(3) 契約期間

契約締結日～令和7年3月31日

(4) 上限額

3,000万円(消費税額及び地方消費税額を含む)

- ・ 本予算は、令和6年度5月補正予算案に基づくものであり、群馬県議会令和6年度第2回定例会における議決を前提とする。なお、当該予算案が議決されない場合、本公募は停止等を行う場合がある。
- ・ 委託料は、上限の範囲内で、委託料上限額を設定し、契約する。業務終了時に、受託者が実績報告の上、委託料上限額の範囲内で委託料を確定し、精算する。

(5) 業務内容

仕様書案のとおり

4. 応募資格

次の条件のすべてを満たしていること。

- ・ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこ

と。

- ・ 群馬県の入札参加制限を受けている期間中の者でないこと。
- ・ 群馬県令和 6・7 年度物件等購入契約資格者名簿に登載されていること
- ・ 会社法に基づく清算の開始、破産法の規定に基づく破産申し立て、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く）でないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 3 条及び第 4 条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- ・ 本店所在地において国税、都道府県税、市町村税の滞納をしていないこと。

5. スケジュール

(1) 提案募集 6/3 ～ 6/21 終日

- ・ 質問<任意> 6/3 ～ 6/14 終日
- ・ 参加申込<必須> 6/3 ～ 6/14 終日
- ・ 提案<必須> 6/3 ～ 6/21 終日

(2) 審査 6/24 ～ 6/28

- ・ 選定結果の通知予定 7/1 予定

(3) 契約締結 7 月初旬予定

6. 申込方法

質問、参加申込、提案等は、Web で受け付ける。(URL は公募 Web ページに記載)

(1) 質問<任意>

- ・ 方法：電子フォームに記載。
- ・ 回答：5 営業日以内に、Web に掲載。
(質問者の具体的提案内容に密接に関わるものを除く)
- ・ 順次回答することから、質問が出る都度、投入すること。

(2) 参加申込<必須>

- ・ 方法：電子申請システム(利用者登録が必要)
- ・ 内容：提案者に係る情報、誓約書(様式 1)、課税(免税)事業者届出書(様式 2-1,2-2)

- ・ 回答：メールで受領連絡。なお申込は非公開として扱う。

(3) 提案<必須>

- ・ 方法：電子申請システム(利用者登録が必要)
- ・ 内容：提案書・見積書(様式任意)
 - ・ 提案書は、プレゼンテーション形式、16:9 が望ましい。
 - ・ コンテンツ作成例は、別ファイル、Web の URL を提示でもよい。
 - ・ 見積書は、表計算形式で提出。
- ・ 回答：メールで受領連絡。なお提案は非公開として扱う。

7. 提案書・見積書の記載事項

(1) 業務内容

- ・ 仕様書案に沿い、具体的な業務内容を記載。
- ・ マンガ、動画の作成例
- ・ KPI 値の設定値 等

(2) 業務体制

- ・ 漫画家、クリエイター、監修者等の、氏名・経歴、作成例や過去の実績
- ・ 複数者で提案する場合、各者の具体的な役割 等

(3) 価格

- ・ 体制で示された制作者毎の金額を記載
- ・ 物品費は、物品毎に記載(授業に必要な消耗品・備品を除く)
- ・ クラウドサービス等の役務を利用する場合、役務毎に記載

(4) その他

- ・ 同様事業の実績
- ・ 事業者独自の提案(全国へのコンテンツ展開策等、他者との協業、次年度以降の運用経費抑制策、等)

8. 審査

(1) 方法

- ・ 契約締結に係る優先交渉者を 1 者選定する。
- ・ 優先交渉者選定に係る審査委員会にて審査を行う。
- ・ 審査方法は、参加申込数の状況を踏まえ、6/17 に提案者へ連絡予定。

(2) 観点

項目		観点	重点
コンテンツ	デジタルマンガ型指導案	・ 視覚的、直観的に、題材の目標・指導の過程、学びの姿が分かりやすいコンテンツか	○
	4コママンガ型指導書	・ 具体的な指導、児童生徒への支援のイメージが、具体的に伝わりやすいコンテンツか	○
	授業導入動画	・ 発想を膨らませたり、表現の工夫を促したりするためのヒントとなるコンテンツか ・ 題材の魅力や可能性を示し、児童生徒がやってみたくなるコンテンツか	○
Web、広報	Webサイト・オンラインコミュニティ	・ 事業の魅力や可能性を示し、教員が活用したくなるサイトか ・ 教員が安心して相談できるコミュニティか ・ 利用者数等を可視化する仕組みがあるか	
	事業周知・広報	・ 事業の魅力や可能性を示し、県内外に周知・広報される手段か。 ・ 広報した人数を可視化する仕組みがあるか。	
その他	マネジメント	・ 進捗達成の蓋然性があるか。 ・ 効率的な進捗管理の手法か。課題解決の仕組みが検討されているか。	
	事業者独自の提案	・ 事業の継続性、事業効果が拡大されるか	

- ・ 重点項目○は、他項目より配点を高く設定する予定。

9. 留意事項

(1) 公募型プロポーザル・審査に関する留意

- ・ 選定審査会は非公開とし、内容の照会等には答えない。
- ・ 次のいずれかに該当するときは、優先交渉者としての決定を取り消す。
 - 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - 審査委員またはその関係者に接触を求める等、評価の公平性を害する行為を行ったと認められるとき。
 - 事業者の決定後、経営状態の変化または著しく社会的信用を損なう行為等により、本協定の履行が困難であると県が判断したとき。
- ・ 応募に係る費用は全て提案者の負担とする。
- ・ 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・ 提案後に、提案を取下げの場合、速やかに報告をすること。
- ・ 本実施要領に定めのない事項、又はこの要領の事項について疑義が生じた場合には、

必要に応じて提案者と協議の上、群馬県教育長が定めるものとする。

(2) 契約締結に向けた交渉に関する留意

- ・ 群馬県財務規則等に基づいて、群馬県教育委員会が優先交渉者と契約締結に向けた交渉を行う。
- ・ 交渉にあたり、仕様書・提案書の内容について調整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する場合がある。
- ・ 契約締結に向けて、上記交渉による調整後の仕様書を改めて群馬県教育委員会から示したうえで見積書を提出する。
- ・ 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。